

「つながる鎌倉条例（(仮称) 市民活動推進条例）（素案）に対する意見公募の結果について

1 意見公募方法等

(1) 意見公募期間

平成 30 年 6 月 15 日（金曜日）から平成 30 年 7 月 17 日（火曜日）まで

(2) 意見公募方法

ア 広報かまくら 6 月 15 日号

イ 市ホームページへの掲載

ウ 市政番組（J:COM 湘南）7 月 1 日から 7 月 15 日放送

エ 市役所本庁舎ロビー、地域のつながり課窓口、生涯学習センター、鎌倉・大船 NPO センター、各図書館、各支所における素案の配布

2 意見公募結果

(1) 意見の総数 27 通

受付方法の内訳

ア 窓口（意見回収箱） 3 通

イ FAX 4 通

ウ 電子メール 19 通

エ 郵送 1 通

(2) 意見内容の内訳

意見の内容	件数
条例名について	1 件
条例素案（意見公募）の形式について	5 件
条例全般について	35 件
前文について	1 件
基本方針について	2 件
役割について	5 件
言葉の定義について	2 件
協働について	4 件
市の責務について	5 件
支援策について	5 件
委員会について	4 件
その他（条例）	12 件
その他	3 件
合計	84 件

(3) 意見に対する市の考え方

別紙一覧のとおりです。

いただいた御意見については、一部内容を要約しております。